

## 端数処理

### 1 意義

会社が会社法所定の一定の行為をする際に、株式を交付する場合がある。その場合に、交付する株式に一株に満たない端数が発生する場合がある。しかし、現行法は端数の状態のままの株式の存在を認めていない<sup>1</sup>。そこで、端数が生じる場合は原則としてこれをまとめて競売にし、その売却代金を端数株式に代えて交付することとしている。

### 2 端数が生じる場合

端数処理をすべき場合として法が想定している場面は、次のとおりである。

- i 取得条項付株式の取得の対価として別の種類の株式を交付する場合（234 I ①）
- ii 全部取得条項付種類株式の取得の対価として別の種類の株式を交付する場合（234 I ②）
- iii 株式無償割当て（234 I ③）
- iv 取得条項付新株予約権の取得の対価として株式を交付する場合（234 I ④）
- v 合併（234 I ⑤、⑥）
- vi 株式交換、株式移転（234 I ⑦、⑧）
- vii 株式併合、株式分割（235 I）<sup>2</sup>

### 3 端数の処理方法

上記2により端数が生じる場合、その端数の合計数に相当する株式を競売にするのが原則である。その競売代金を端数に応じて株主などに交付する（234 I 本文、235 I）。ただし、上場株式のように市場価格ある株式の場合、競売ではなく市場で売却し、あるいはその他の方法で売却することも可能で、市場で売却した場合はその売却価格、それ以外の方法で売却した場合は、売却日の終値または公開買付け価格のいずれか高い価格をもって、売却代金とし、この売却代金を端数に応じて株主等に交付する（234 II、施行規則 50、235 II、施行規則 51）。

競売に代えて株式を売却する場合、会社自身で買い取ることも可能で、この場合は取締役会決議で買い取る株式の種類及び数、対価たる金銭の総額を定めることになる<sup>3</sup>（234 IV、

<sup>1</sup> 平成 17 年改正前商法の時代は、端株の制度を認めており、1 株の 100 分の 1 の端株が存在していた。しかし、現行法はこれを認めず、単元株制度に吸収させたといえる。

<sup>2</sup> 株式併合と株式分割の場合は、他の場合とは条文を分けて規定しているが、その理由は、株式併合と株式分割以外の場合は株式を「交付」する場面であるが、株式併合と株式分割は端数が「発生」する場面だからであろうか。

<sup>3</sup> もっとも、この条文構造の理解が難しい。4 項が 2 項に対するさらなる特則なのか、あるいは 2 項の方法による売却の一方法として自己株式として会社自身が買い取ることを意味するのかがよくわからない。前者だとすると、売却対価を取締役会の一存で決めてよいことになってしまうが、それでは恣意が生じるので、この理解は正しいとは思えない。後者だとすると、市場価格ある株式の場合、売却代金の計算方法は規則で確定的に定めているため、4 項で取締役会が対価の総額を決定する意味がない。4 項は、2 項の市場価格のない株式の売却方法として、自己株式として買い取る場合を定め、対価の総額まで取締役会決議で決定したうえで裁判所の許可を求めることを要求しているのであるか。いずれにしても、上場会社の場合、通常、端数はまとめて市場で売却すべきであろう。

V、235II)。

#### 4 社債、新株予約権の準用

前記2のiからviが行われることにより、株式が交付される場合だけではなく、社債や新株予約権が交付される場合もある。そこで、以上の端数処理は、社債や新株予約権が交付される場合にも準用される(234VI)。法文条ははっきりとしないが、前記2のiからviが行われる場合は新株予約権付社債が交付されることもあるので、当然この場合も端数処理が行われるべきであろう。